平成２５年（フ）第２３４７号
横浜市港南区日限山１丁目14番６号
債務者　西山　啓一
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野木　大輔
４　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
東京都豊島区南長崎３―40―１
債務者　橋本　澄枝
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
４　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３号
東京都豊島区南長崎３―40―１
債務者　橋本　健功
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
４　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４号
東京都練馬区大泉学園町３―17―29―107
債務者　橋本　拓郎
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
４　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８７号
東京都昭島市美堀町１丁目29番７号
債務者　橋本　峰夫
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　番場　弘文
４　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３３号
和歌山市津秦78番地の９
債務者　岡山　　浩（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２号
函館市末広町５番７―1006号
債務者　鳥海　　恵
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６９号
高知県南国市前浜427番地
債務者　森谷　弘和
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５６１号
埼玉県越谷市東大沢２丁目23番地８　シャトレー越谷101
債務者　古谷　博文（旧姓田邊）
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―104号
債務者　大木　利明
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前167番地83
債務者　鈴木　　勇
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
埼玉県川越市大字小ケ谷164番地11
債務者　齊藤　次郎
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２９号
埼玉県川越市大字小ケ谷164番地11
債務者　齊藤フジ江
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地２　レクセル若葉612号
債務者　寺杣　浩子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４０号
埼玉県狭山市富士見１丁目23番26号　柳川コーポ101
債務者　鹿島　健治
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県行橋市大字稲童330番地20
債務者　白川マリ子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
沖縄県浦添市港川１丁目22番３号　１Ｆ
債務者　仲西　　仁
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部